

企業の S c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送での S A F 活用促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和 6 年 5 月 13 日付 6 都環公地温第 830 号

(改正) 令和 7 年 4 月 7 日付 7 都環公地温 333 号

(改正) 令和 7 年 6 月 16 日付 7 都環公地温 2133 号

(通則)

第 1 条 企業の S c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送での S A F 活用促進事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

(助成金の交付の目的)

第 2 条 本助成金は、企業の S c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送での S A F 活用促進事業助成金実施要綱（令和 6 年 2 月 1 日付 5 産労産計第 717 号）（以下「実施要綱」という。）第 3 条に規定する事業の実施に当たり、S A F を活用した環境負荷の少ない航空貨物輸送を行う事業者を公募し、企業のサプライチェーン全体における C O 2 排出量削減への寄与を目的とする。

(定義)

第 3 条 本要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者（ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については、資本金規模 3 億円以下又は従業員規模 300 人以下の者）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有している。
 - イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を所有している。
 - ウ 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務している。
- (2) 大企業とは、上記中小企業者でないものとする。

(助成金の交付対象者)

第 4 条 本助成金の交付対象者は、別紙 1 に規定する要件を満たす貨物代理店とする。

(助成対象経費等)

第 5 条 本助成金は、別紙 1 に規定する要件を満たす荷主が前条に定める貨物代理店を通して行う航空貨物輸送における S A F 利用時に要する経費とする。

2 本助成金の対象となる事業の期間、助成率及び助成限度額は次のとおりとする。

(1) 助成対象期間

交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 助成率及び助成限度額

荷主	助成上限額	助成率
大企業	400 万円	助成対象経費の 2 分の 1 の額
中小企業	240 万円	助成対象経費の 10 分の 10 の額

(助成金の交付の申請)

第 6 条 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、以下により助成金の交付の申請

を受け付けるものとする。

(1) 公募

(2) その他、公社が特に必要と認めたとき

2 助成金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業申請書等（以下「申請書等」という。）を、その定める期日までに公社に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第7条 公社は、前条第2項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を調査の上、別に定める審査要領（以下「要領」という。）に基づき審査を実施し、本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、前項による承認があったときは、助成金の交付が必要かつ適切と認められた事業（以下「助成事業」という。）を行う者（以下「助成対象事業者」という。）に対し、様式第2号による助成金交付決定通知書をもって、速やかに助成金の交付の決定を通知するものとする。

4 公社は、交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第8条 助成対象事業者は、前条第3項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第3号による辞退届を公社に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも辞退届を提出するものとする。

2 公社は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

3 公社は、前項の規定によるこの決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、助成事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費に係る助成金を交付することができる。

4 第2項の規定により措置した場合は、公社は速やかに当該措置の内容を助成対象事業者に通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第9条 助成対象事業者は、同一事業について複数の助成金を受給することはできない。ただし、公社、国、都道府県又は区市町村等の実施する他の助成事業と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(助成事業の内容又は経費の配分変更等)

第10条 助成対象事業者は、助成事業の内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を公社に提出することとし、公社はその内容を承認する場合は受領すること。また、実績報告時に承認の旨を通知すること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 公社は、前項の承認には必要に応じて条件を付すこと及びこれを変更することができる。

3 助成対象事業者は、助成事業を中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止（廃止）承認申請書を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成対象事業者（名称、所在地、代表者名等）の変更又は新会社等の設立等をしたときは、様式

第6号による変更届を速やかに公社に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 助成対象事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、助成事業の遂行が困難となったとき又は事業計画で定めた目標の達成が困難となったときは、速やかに様式第7号による遅延（事故）報告書を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 助成対象事業者は、助成事業の遂行状況について、様式第8号による遂行状況報告書を公社の定める期日までに公社に報告しなければならない。ただし、既に助成事業が完了しているとき又は特に公社が認めるときについてはこの限りでない。

(遂行命令)

第13条 公社は、助成対象事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その者の助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、助成対象事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

2 助成対象事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 助成対象事業者は、助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、速やかに様式第9号による助成事業実績報告書を公社に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 公社は、第12条による遂行状況報告書または第14条による助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行う。助成事業実績報告に係る助成事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付すべき助成金の額の範囲内で助成金の額を確定し、当該助成対象事業者に様式第10号による助成金確定通知書（以下「確定通知書」という。）をもって、通知する。

2 前項の規定による調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成対象事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

3 前項の命令により助成対象事業者が必要な処置をしたときは、前条の規定を準用する。

4 第1項の規定による交付すべき助成金の確定額は、第5条の助成対象経費に荷主規模に応じた助成率を乗じて得た額（経費区分別に千円未満の端数を切り捨てる）とする。

(助成金の請求及び交付)

第16条 助成対象事業者は、前条により確定通知書を受領したときは、様式第11号による助成金請求書を速やかに公社に提出するものとする。

2 公社は、助成金請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第17条 公社は、助成対象事業者等が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、必要に応じて、条件を付し、不正の内容、助成対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 助成対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき
 - (2) 助成対象事業者又は助成事業に係る荷主その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき
 - (3) 前2号に定めるほか、助成対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき
 - (4) 助成対象事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
 - (5) 助成対象事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他関係法令に違反したとき
 - (6) 助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。その他助成事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき
 - (7) 前各号に定めるほか、公社が助成事業として不適切と判断したとき
- 2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 助成対象事業者は、第7条第3項に基づき通知する助成金交付決定通知書のほか、募集要項及び助成金交付決定通知書に併せて交付する事務の手引きにより要求される事項を遵守しなければならない。これを遵守しない場合、第15条に定める助成金の額の確定において所要の措置を講じ、又は第1項の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。
- 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を助成対象事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 公社は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成対象事業者に助成金が交付されているときは、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

（違約加算金及び延滞金）

- 第19条 公社は、第17条及び前条の規定により、助成対象事業者に対し助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させることができる。
- 2 前項において助成金の返還を命じられた者が、納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させることができる。
- 3 公社は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の計算）

- 第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。
- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理)

第21条 助成対象事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

(職員の調査等)

第22条 公社は、助成対象事業者に対し助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(助成事業の公表と成果の発表)

第23条 公社は、助成対象事業者の名称、事業名及び事業概要等を公表することができるものとする。

- 2 公社は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成対象事業者に発表させることができるものとする。
- 3 助成対象事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に公社に対し別途定める方法により報告するものとする。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、公社の事業の結果得られたものであることを明示することとする。

(義務の承継)

第24条 助成対象事業者が助成事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、様式第6号による変更届を速やかに公社に提出しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第25条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本助成事業の実施に関し必要な事項は公社が別に定めるものとする。

(その他)

第27条 本要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附則（令和6年5月13日付6都環公地温第830号）

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附則（令和7年4月7日付7都環公地温第333号）

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

附則（令和7年6月16日付7都環公地温第2133号）
この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業助成金に係る助成要件等

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業の助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

- 1 助成金の交付対象者は、実質的に東京都内で事業を行っている貨物代理店であること。また、助成金の交付対象者に輸送を依頼する荷主においても、実質的に東京都内で事業を行っていること。
なお、「実質的に東京都内で事業を行っている」とは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本等に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から公社が総合的に判断するものとする。
- 2 助成金の交付対象者は輸送を依頼した各荷主に対し、第5条第2項第1号に規定する助成対象期間内に第三者機関の認証を受けたCO2削減証書を発行すること。ただし、第三者機関の認証には時間を要することから、航空会社からの報告等に基づき作成する「SAFを利用したことによるCO2削減効果を明記した暫定的な書類」の発行でも可とするが、遅くとも第14条に規定する実績報告までには、第三者機関の認証を受けたCO2削減証書を各荷主へ発行することとする。
- 3 羽田空港または成田空港発着の貨物であること。
- 4 助成金の交付対象者は、以下により事業実態が確認できること。
 - （1）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等により、都内の本店もしくは支店の所在等が確認できること。
 - （2）都税事務所発行の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書」により、法人事業税及び法人住民税に未納がないことを確認できること。
 - （3）直近の決算報告書の写しを提出できること。
- 5 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- 6 事業税等を滞納（分納）していないこと。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等を提出すること。
- 7 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- 8 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- 10 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 11 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- 12 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- 13 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。
- 14 その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。